

仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、
運用等の促進に関する条例の
改正について（素案）

I 改正に向けた基本的な考え方

1. 条例改正の目的・背景

仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例(以下「太陽光条例」。令和5年10月施行)では、良好な自然環境及び市民の安全安心な生活環境と調和した、地域と共生する太陽光発電事業の普及促進を図るため、発電出力20kW以上の地上設置型太陽光発電施設を対象に、設置規制区域を定めるとともに、事業者に対し施設の適正な維持管理、廃止に至るまでの様々な義務を定めています。

条例施行から2年以上が経過する中で下記の課題等が生じたことから、市内の太陽光発電事業の更なる適正化を図るため、太陽光条例の改正を行います。

2. 太陽光発電事業における主な課題

事案等(条例施行後)

- ✓ R6年3月、市内の約600haもの事業地において、大規模な森林伐採が懸念される事業構想が浮上。自然環境や安全面等への懸念に加え、事業者の実態が見えないことが地域住民に不安を与え、太陽光発電事業への不信感が広がっている。
- ✓ R6年4月、市内の太陽光発電施設で火災事故が発生。パネル破損時の周辺環境への影響低減や、同様の事故防止に向けた対策強化が求められている。
- ✓ FIT制度※の導入以降、太陽光発電事業の普及が急速に進み、大量に整備されたパネルが、将来的に一齐に寿命を迎える可能性がある。

※再エネ特措法に基づく事業認定(FIT)を受けた事業者が発電した電力を、電力会社が一定期間、国が定めた固定価格で買い取ることを義務付ける制度。

主な課題

- (1) 森林地域や水道水源保全区域が設置規制区域に入っておらず、許可対象外となっており、届出をすれば事業の実施が可能。
- (2) 地域への説明を義務付けているが、住民の事業者に対する不信感の解消に至らないケースがある。
- (3) 施設の適正な維持管理・事故報告の義務、パネルの廃棄費用の確保の努力義務を定めているが、対策及びチェック体制が十分か検証が必要。

3. 改正に向けた基本的な考え方

方向性

- 法令との整合を考慮しながら更なる手続きの厳格化を行い、自然環境等に著しい影響を及ぼす太陽光発電事業を抑止する。
- 法令遵守や地域共生に向けて事業者に対して指導等を重ね、改善が見込めない場合は設置を認めない。



具体の対応(方針)

1. 設置規制の強化・環境アセスとの整合 ← 【課題(1)への対応】

- 水道水源保全区域及び森林地域を設置規制区域に追加し、原則設置禁止としたうえで、市長から許可を受けた場合は例外として事業実施を認める。
- 事業区域内に含まれる森林地域の面積1ha又は森林地域における発電出力400 kW以上の施設を設置する事業者(「特定事業者」と定義することを想定)に対する環境影響評価の実施及び事業の見直しを含む立地計画案の作成を求める。

2. 地域共生に向けた事業者責任の明確化 ← 【課題(2)への対応】

- 施設の安全性の確保等に係る措置を事業者を求める。
- 事業実施に係る苦情・被害対応等を事業者の責務とする。
- 事業者の資力等について、住民に対する説明を求める。

3. 維持管理・廃棄対策・事故対応の強化 ← 【課題(3)への対応】

- 廃棄等費用の確保及び保険加入を事業者にとともに、その状況等の定期報告や事故等発生時の報告を求める。
- NON-FIT事業者※に対し、廃棄等費用に充てる保証金の預入等を求める。

※再エネ特措法に基づく事業認定(FIT/FIP)を受けていない事業者

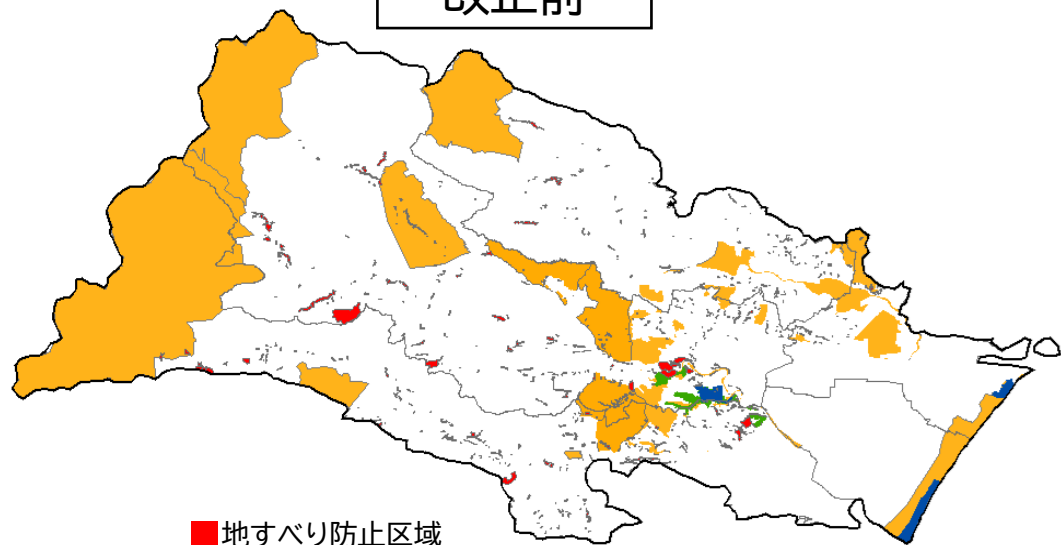
II 改正素案の概要

1. 設置規制の強化・環境アセスメント制度との整合

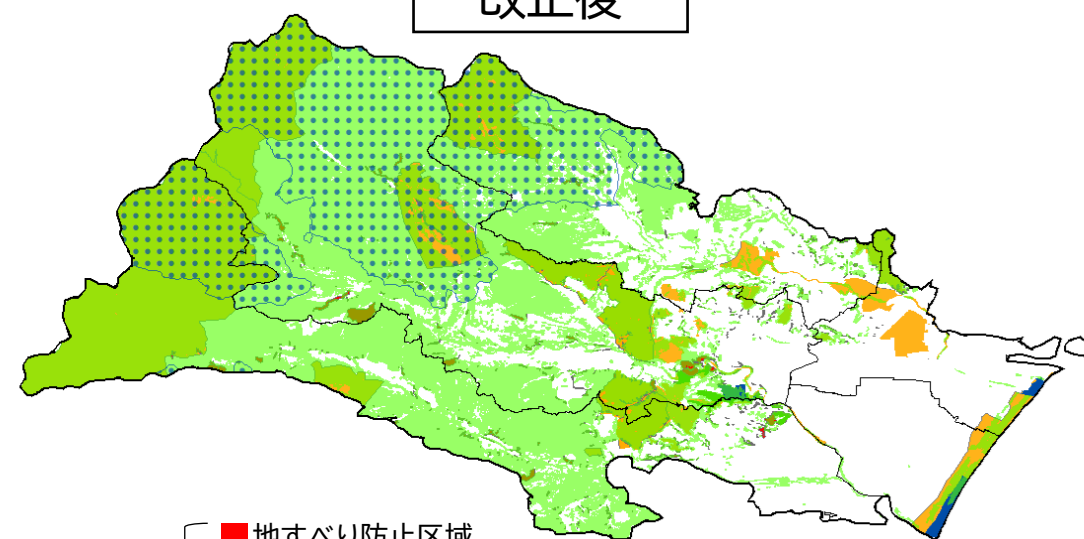
(1) - ① 設置規制区域 【見直し】

- 設置規制区域内への設置は原則禁止とします。ただし、予め市長の許可を受けた場合は、この限りではありません。
- 水道水源保全区域及び森林地域を設置規制区域に追加(「届出制」から「許可制」に変更※詳細はP4参照)。
- 水道水源保全区域及び森林地域の追加により、市内の約7割が設置規制区域に該当します。

改正前



改正後



1. 設置規制の強化・環境アセスメント制度との整合

(1)－② 追加となる設置規制区域の詳細 【見直し】

定義

- 水道水源保全区域・・・本市水道事業の集水地域※1
- 森林地域・・・森林法第2条第1項に規定する森林が生育している地域※2

※1:ダムなどの水源に水が流入する地域

※2:木竹が集団して生育している地域

水道水源保全区域及び森林地域の手続き

【届出制】

- 法令等を遵守し、届出に必要な書類が整っていれば設置可。
- 条例違反に対しては、指導等を行い、改善が図られない場合は、施設の撤去命令や罰則など行政処分の対象となる。

【許可制】

- 法令等の遵守に加え、本条例の許可基準に照らし厳正に審査。基準に適合しない場合は不許可処分となる。
- 許可を受けた後、許可条件の違反や不正な手段で許可を得たことが判明した場合等には、許可取消の対象となる。
- 条例違反に対しては、指導等を行い、改善が図られない場合は、施設の撤去命令や罰則など行政処分の対象となる。

1. 設置規制の強化・環境アセスメント制度との整合

(2) 許可基準 【見直し】

すべての設置規制区域について、環境保全等への配慮や地域住民の理解促進に向けて事業者が講ずるべき措置に係る許可基準を新たに定めるほか、設置規制区域の追加に伴い水道水源保全区域及び森林地域に係る基準を定め、厳正に審査します。

改正前

すべての規制区域に共通した許可基準⇒なし

各規制区域ごとの許可基準

地すべり防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害特別警戒区域
砂防指定地
狩猟鳥獣の捕獲等を禁止し、又は捕獲等の数を制限する区域のうち市街化区域を除く区域
鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域
鳥獣保護特別保護区
広瀬川特別環境保全区域

改正後

すべての規制区域に共通した許可基準⇒新設

各規制区域ごとの許可基準

地すべり防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害特別警戒区域
砂防指定地
狩猟鳥獣の捕獲等を禁止し、又は捕獲等の数を制限する区域のうち市街化区域を除く区域
鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域
鳥獣保護特別保護区
広瀬川特別環境保全区域
水道水源保全区域 } 追加
森林地域 }

※追加する許可基準の詳細は次ページ参照。

1. 設置規制の強化・環境アセスメント制度との整合

(2) 許可基準 【見直し】

追加する許可基準(すべての設置規制区域)

- 環境保全、景観保全、防災及び地域住民等の生活環境保全に配慮した措置を講じていること
→環境アセスメント等の関係法令・ガイドライン等に基づく措置の状況について確認します。
- 地域住民等の理解を得られるよう必要な措置を講じていること
→地域への説明状況や苦情対応等において講じた措置の状況について確認します。

追加する許可基準(水道水源保全区域)

- 太陽光発電施設の損壊等による著しい水源汚染の発生を防止するための必要な措置を講じていること
→パネルの含有物質や水源との位置関係、事故発生時の対応などについて確認します。

1. 設置規制の強化・環境アセスメント制度との整合

(2) 許可基準 【見直し】

追加する許可基準(森林地域)

- やむを得ず事業区域内の森林を伐採する場合は、必要最小限度の範囲であること
 - 土砂の流出又は崩壊その他の災害を防止するための必要な措置を講じていること
 - 水害を防止するための必要な措置を講じていること
 - 水の確保に著しい支障を与えることを防止するための必要な措置を講じていること
 - 環境の著しい悪化を防止するための必要な措置を講じていること
- 森林の伐採面積や伐採後の使用用途、法令等で定める残置森林率の適合状況から必要最小限度の伐採となっているかを確認します。
- 太陽光発電施設の設置にあたり森林を伐採する場合には、土砂災害の防止、水害の防止、水の確保、環境保全等の必要な措置を講じているかを確認します。
- 特定事業者の場合は、環境影響評価(P8～9)による立地の妥当性や伐採面積の縮小、森林保全などに係る意見を踏まえ、適切な対応がとられているかを確認します。

1. 設置規制の強化・環境アセスメント制度との整合

(3) 特定事業者の環境影響評価 【新設】

○特定事業者※は、太陽光発電施設の立地・施設配置に係る計画策定の段階において、環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、環境の保全のための措置を検討しなければなりません。

※事業区域内に含まれる森林地域の面積1ha以上又は森林地域における発電出力400kW以上の太陽光発電を行う事業者

○特定事業者は、事業区域内に含まれる森林地域の面積1ha未満かつ森林地域における発電出力400kW未満とする計画を含む立地計画案を策定し、市長に提出しなければなりません。

1. 設置規制の強化・環境アセスメント制度との整合

(3) 特定事業者の環境影響評価 【新設】

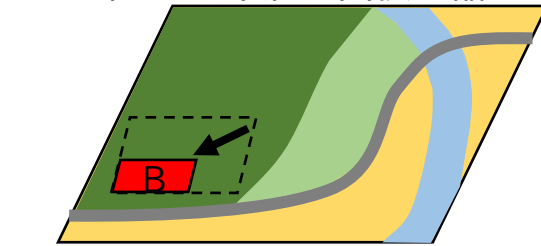
立地計画案 策定イメージ

【当初の立地計画案】

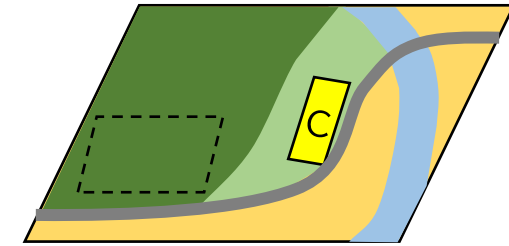
A案: 特定事業者の立地計画

【他の立地計画案】

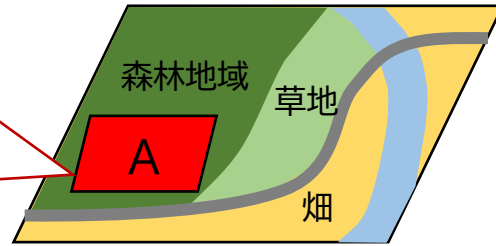
B案: 1ha未満の面積へ縮小



C案: 森林地域以外での事業実施



【特定事業者】
事業区域内に
森林地域※を含む
(面積1ha以上
又は400kW以上)



※森林地域 = 森林法第2条第1項に規定する森林が生育している地域
(木竹が集団して生育している地域)

- 特定事業者は、当初の立地計画案(A案)に加え、他の立地計画案(B・C案など)を作成し、市に提出するとともに、それぞれの環境影響について評価を行います。
- 市は特定事業者が提出した立地計画案及びそれぞれの環境影響に係る評価の内容を確認の上、環境への影響や立地の妥当性について厳格に審査を行います。
- 審査の結果を踏まえ、市は事業者に対し、計画の見直し等を含む環境影響の低減に関する市長意見を発出します。
→上記の手続きを通じて、森林の大規模伐採を伴う太陽光発電事業の抑制を図ります。

2. 地域共生に向けた事業者責任の明確化

(1) 施設の安全性の確保等に係る事業者の責務 【見直し】

事業者は、環境保全、景観保全、防災、生活環境保全等に配慮した措置を講ずる(努力義務⇒義務)とともに、太陽光発電施設の安全性の確保等に係る必要な措置※を講ずるよう努めなければなりません(なし⇒努力義務)。

※太陽光パネルの品質・安全性の確保や人権配慮に関するガイドライン等を遵守すること

(2) 苦情、被害及び紛争等が生じた場合の事業者の責任 【新設】

事業者は、地域との良好な関係を保持するための必要な対応を行うとともに、太陽光発電事業の実施に係る苦情、被害及び紛争等が生じたときは、自らの責任と負担において、以下の措置を講じなければなりません。

- 太陽光発電施設の設置等に関する苦情を迅速かつ適切に処理するための措置
- 太陽光発電施設の設置等に伴って生じた被害を迅速かつ適切に処理するための措置
- 太陽光発電施設の設置等に係る紛争が生じた場合について、迅速かつ適正に解決するための措置
- その他必要と認める措置

事業者は、措置の実施状況について報告書を作成し、市長に提出しなければなりません。

報告を求める事項

- 地域住民への説明、対応の日時、方法
- 地域住民からの意見又は苦情、地域住民の被害の申出状況
- 事業者の苦情・被害の処理、紛争解決に向けた取り組み状況

2. 地域共生に向けた事業者責任の明確化

(3) 事業者の資力等に係る説明責任 【見直し】

- 事業者は、地域住民等に対し次に掲げる内容について説明しなければなりません。
- 事業者は、事業承継等により変更が生じた場合にも同様に説明しなければなりません。
- 説明項目に係る資料については、許可申請又は届出時の添付書類として市に提出する必要があります。

地域住民等への説明内容

- 適切な事業計画を策定していること
- 必要な資力を有していること
- 事業を遂行する能力を有していること
- 暴力団等との関係がないこと
- 関係法令等の手続きを適正に行うこと
- その他必要と認めるもの

追加

説明項目に係る資料例(申請時の提出資料)

- 設置許可申請書(撤去計画を含む) ← 追加
- 施設の位置図、区域図、配置図、構造図
- 現況写真
- 排水計画に係る平面図
- 維持管理等計画書
- 法人の登記事項証明書
- 関係法令手続状況
- 資金計画書
- 財務諸表又は確定申告書
- 事業経歴書
- 事業実施体制図
- 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- その他必要と認めるもの

追加

3. 維持管理・廃棄対策・事故対応の強化

(1) 定期報告 【新設】

- 事業者は、毎年度、次に掲げる事項について、市長に報告しなければなりません。
- この報告は、発電事業を終了した後に必要となる措置が完了するまで行わなければなりません。

定期報告の内容

定期報告は、毎年6月30日までに、定期報告書を提出することにより行わなければなりません。

定期報告書には、次に掲げる書類を添付していただきます。

- 点検等に係る報告書の写し
- 撤去費用の確保状況を示す書類
- 保険の加入状況を示す書類
- その他必要と認める書類

報告に係る年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

(2) 廃棄等費用の確保 【見直し】

事業者は、太陽光発電施設の解体・撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理に要する費用(廃棄等費用)を、事業を終了するまでの間、計画的に積み立てる等の方法により確保しなければなりません。(努力義務⇒義務)

3. 維持管理・廃棄対策・事故対応の強化

(3) NON-FIT事業者※1の保証金制度 【新設】

FIT廃棄費用積立制度※2の対象外である新規NON-FIT事業者は、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ当該事業における廃棄等費用に係る現金(保証金)を金融機関に預入しなければなりません。

※1:再エネ特措法に基づく事業認定(FIT/FIP)を受けていない事業者

※2:再エネ特措法に基づく事業認定を受けている事業の廃棄等費用を、売電収入から源泉徴収的に第三者機関に積み立てる仕組み

保証金制度の内容

- 保証金を預入した事業者には、太陽光発電施設の設置に着手するまでに、廃棄等費用の担保として、当該保証金に係る預金債権に質権を設定する契約を求めることを想定しています。
- 事業者が施設の廃棄等を行わず、災害発生の防止や自然環境保全に著しい影響が生じると認められる場合は、市が事業者にとって廃棄等を実施したうえで、その費用に当該保証金を充てることができます。

保証金の額

保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とします。

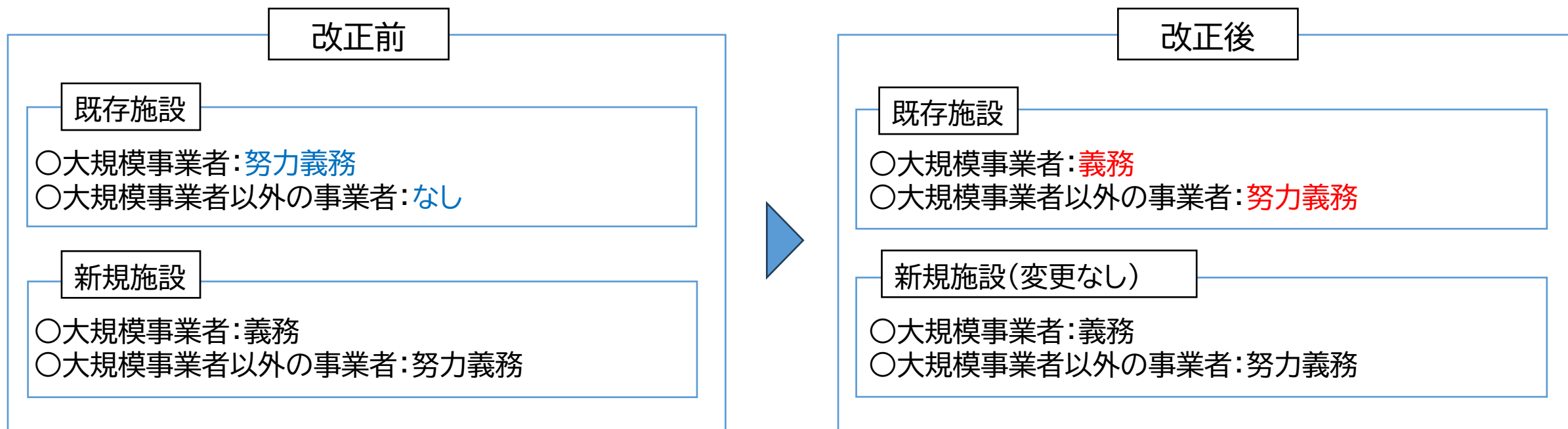
- 事業に係る資本費(太陽光発電施設の設置に係る工事費の総額をいう。)の100分の5に相当する額
- 事業に係る廃棄等費用の見積額

3. 維持管理・廃棄対策・事故対応の強化

(4) 保険の加入 【見直し】

既存施設の事業者※についても、太陽光発電施設を廃止する日までの間、新規施設と同等の保険(損害賠償責任保険、火災保険、地震保険その他必要な保険)に加入する必要があります。

※既存施設の事業者…この条例の施行の日(令和5年10月1日)より前に設置の工事に着手した太陽光発電施設の事業者



※大規模事業者…発電出力1,000kW以上の事業者

※大規模事業者以外の事業者…発電出力1,000kW未満の事業者

3. 維持管理・廃棄対策・事故対応の強化

(5) 事故報告 【見直し】

既存施設の事業者についても、事故又は土砂の流出若しくは崩壊その他の災害により、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければなりません。

→既存施設についても事故発生リスクがあるため、事故時の報告とその後の適切な対応を求めます。

事故報告の内容

事故等が発生した際は、第一報として電話・メール等で速やかに以下の内容を報告しなければなりません。

- 発生日時
- 発生場所
- 事故等が発生した施設名
- 事故等内容の状況等

事故等発生から30日以内に事故等の詳細等を記載した事故等報告書を提出しなければなりません。

改正前

- 既存事業者:なし
- 新規事業者:義務

改正後

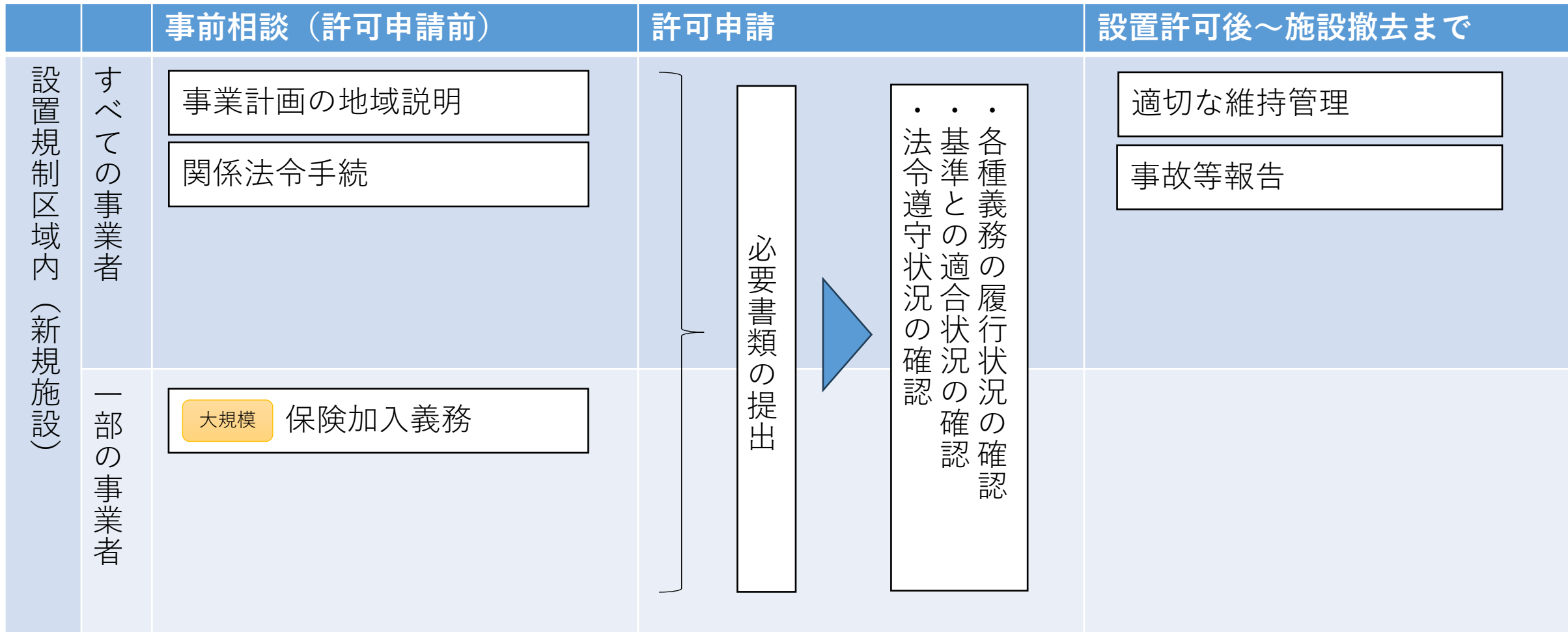
- 既存事業者:義務
- 新規事業者:義務 (変更なし)

4. 今後の予定

市内の太陽光発電事業の更なる適正化に向けて、可能な限り迅速に制度改正を行うため、令和8年第2回定例会(令和8年6月)に条例改正案を提出し、一定の周知期間を経て、令和8年10月の施行を予定。

Ⅲ 改正前後の事業者の義務等（参考）

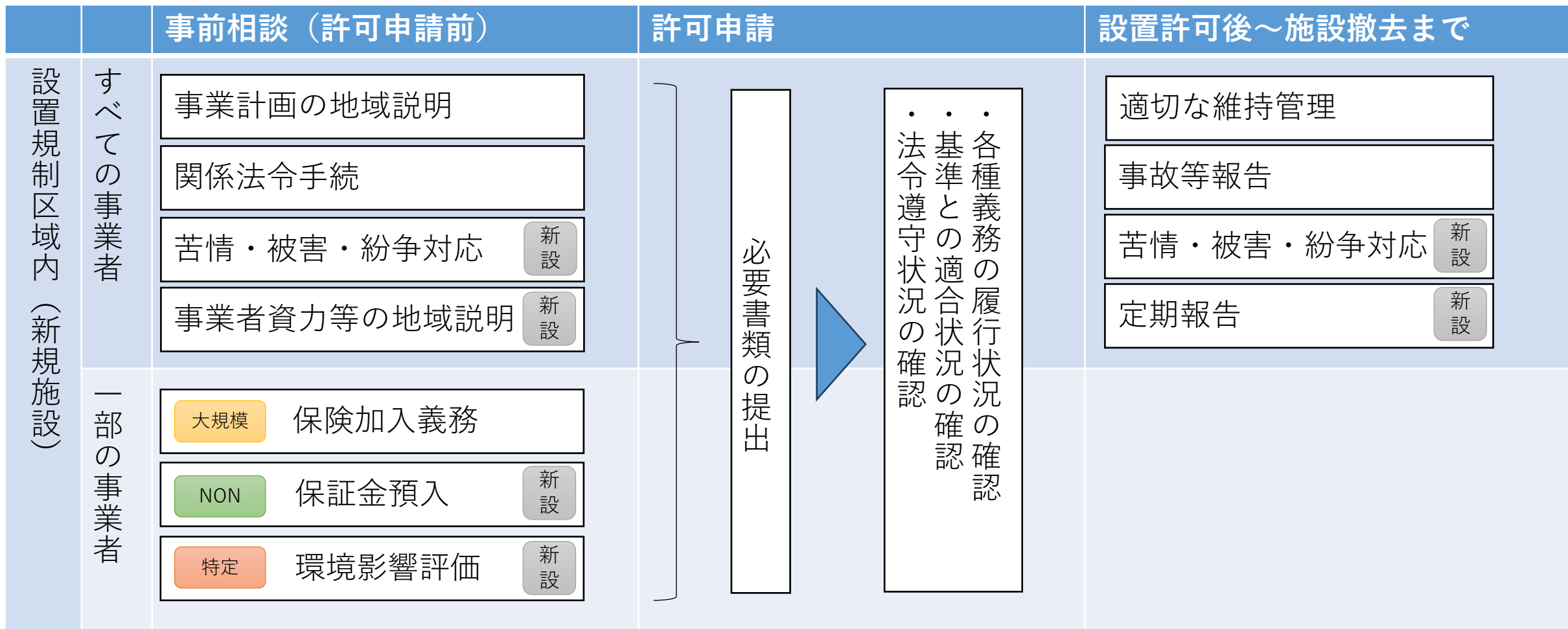
1-1. 設置規制区域内における事業者の義務等(現行)



- 法令違反・条例義務違反の事実が明らかになった場合には、指導等を重ね、改善を求めます。
- 許可基準に適合しない施設については、設置を不許可とします。

大規模 : 大規模事業者

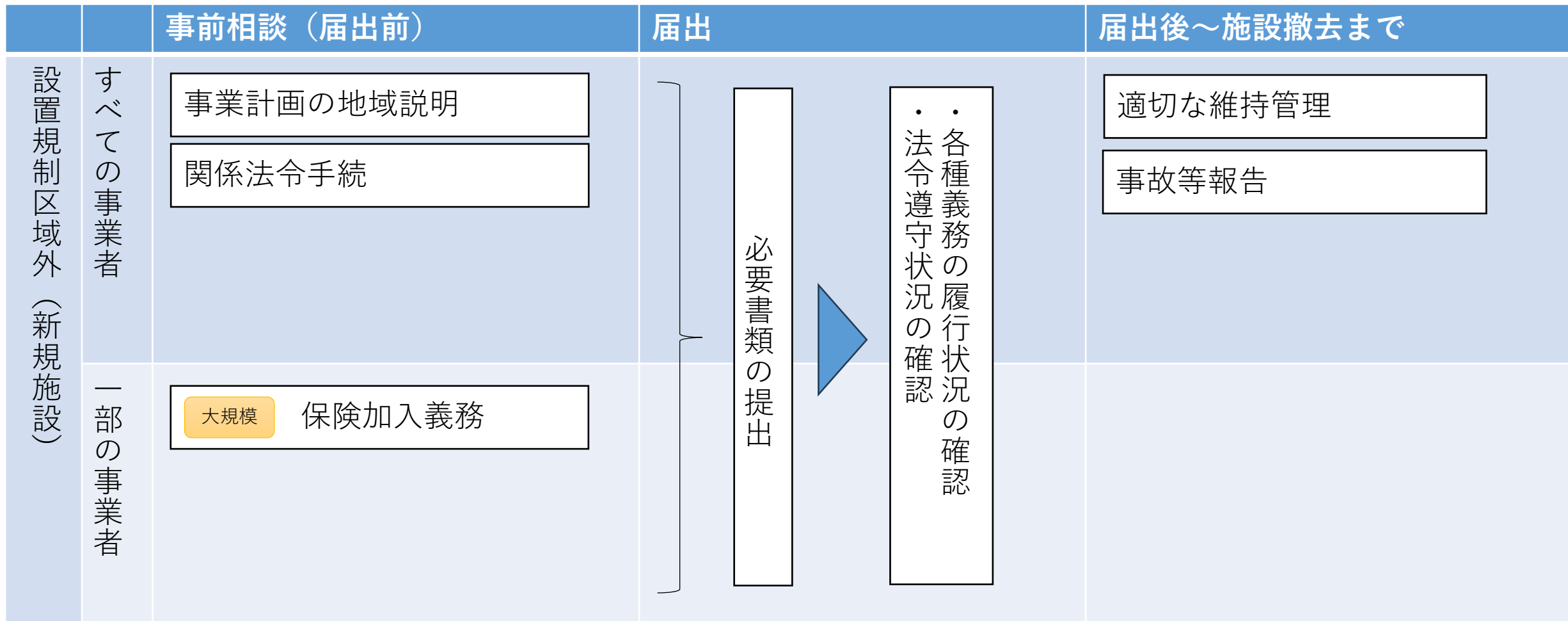
1-2. 設置規制区域内における事業者の義務等(改正後)



- 法令違反・条例義務違反の事実が明らかになった場合には、指導等を重ね、改善を求めます。
- 許可基準に適合しない施設については、設置を不許可とします。

- 大規模 : 大規模事業者
- NON : NON-FIT事業者
- 特定 : 特定事業者

2-1. 設置規制区域外における事業者の義務等(現行)



○法令違反・条例義務違反の事実が明らかになった場合には、指導等を重ね、改善を求めます。

大規模 : 大規模事業者

2-2. 設置規制区域外における事業者の義務等(改正後)

		事前相談（届出前）	届出	届出後～施設撤去まで
設置規制区域外 (新規施設)	すべての事業者	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">事業計画の地域説明</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">関係法令手続</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 苦情・被害・紛争対応 新設 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 事業者資力等の地域説明 新設 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;">必要書類の提出</div> <div style="margin: 0 10px; font-size: 2em;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種義務の履行状況の確認 ・ 法令遵守状況の確認 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">適切な維持管理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">事故等報告</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 苦情・被害・紛争対応 新設 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 定期報告 新設 </div>
	一部の事業者	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 大規模 保険加入義務 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> NON 保証金預入 新設 </div>		

○法令違反・条例義務違反の事実が明らかになった場合には、指導等を重ね、改善を求めます。

大規模 : 大規模事業者

NON : NON-FIT事業者

IV 条例違反・義務違反への対応（参考）

太陽光発電施設に係る本条例違反への対応

- 本条例の義務違反がみられる施設は、行政指導や措置命令の対象となります。
- 許可を受けずに又は届出をせずに工事を開始した場合には、中止命令・撤去命令・罰則適用の対象となります。
- 許可基準に適合しない施設は、不許可処分となります。
- 命令や許可条件に違反した場合には、設置許可の取消処分の対象となります。

【許可対象】

条例の義務違反を覚知した場合

指導及び助言
(条例違反の状態の改善を指導)

報告の徴収及び立ち入り検査
(必要に応じて実施)

勧告
必要な措置を講ずるよう勧告
(指導に従わない場合・未報告・虚偽報告)

措置命令
必要な措置を講ずるよう命令
(勧告に正当な理由なく従わなかったとき)

公表
必要な措置を講ずるよう命令したことを公表
(勧告に正当な理由なく従わなかったとき)

不許可処分 (許可基準に適合しない場合)
許可取消処分 (命令・許可条件に違反した場合)

許可を受けずに設置工事を開始した場合

措置命令
設置中止・撤去命令
(勧告に正当な理由なく従わなかったとき)

罰則
5万円以下の過料
(許可を受けずに設置したもの)

【届出対象】

条例の義務違反を覚知した場合

指導及び助言
(条例違反の状態の改善を指導)

報告の徴収及び立ち入り検査
(必要に応じて実施)

勧告
必要な措置を講ずるよう勧告
(指導に従わない場合・未報告・虚偽報告)

措置命令
必要な措置を講ずるよう命令
(勧告に正当な理由なく従わなかったとき)

公表
必要な措置を講ずるよう命令したことを公表
(勧告に正当な理由なく従わなかったとき)

届出をせず設置工事を開始した場合

措置命令
設置中止・撤去命令
(勧告に正当な理由なく従わなかったとき)

罰則
5万円以下の過料
(届出をせずに設置したもの)